

# 令和９年度保育所・認定こども園入所受付について



## 1. 入所受付の日程について

| | 受付期間 | 決定時期 |
|---|---|---|
| １次選考 | １１月１日（日）～12月４日（金） | ２月上旬 |
| ２次選考 | ２月15日（月）まで | ３月上旬 |
| ３次選考 | ３月15日（月）まで | ３月下旬 |

決定は、保護者へ「入所承諾書」または「利用調整結果通知」を送付します。

保育の必要性の点数が１０点の方は、受付時期によらず３次決定となります。

※保育の必要性の点数は裏面に記載しています。

## 2. 提出先について

| | |
|---|---|
| ●第１希望の施設へ提出 | 施設へ直接お問い合わせください。 |
| ●市役所へ提出 | 柳川庁舎子育て支援課<br>大和・三橋庁舎市民サービス課<br>※月～金のみ |
| ●電子申請 | マイナポータルで入力と提出が可能<br>電子申請<br>※電子申請は、市がデータを受領した日が受付日です。 |

第１希望が認定こども園の場合、市への申請とは別に園への願書が必要な場合があります。

## 3. 入所申請書等記入上の注意

・申請書及び添付書類の記入は、ボールペンで記入またはパソコン等で入力してください。

・鉛筆・消せるボールペンでの記入、修正液等の使用がある書類は受付けできません。

・書類はすべて揃えて提出してください。揃っていないと受付けできません。

## 4. 入所申請書等について

① 教育・保育給付認定申請兼利用申込兼児童台帳

② 子どものための教育・保育給付の支給に係る個人番号台帳（初年度のみ）

③ 重要事項チェックシート　※児童１名につき１枚

④ 保育の必要性を証明する書類（添付書類）※父母それぞれに必要

⑤ その他家庭の状況に応じて必要な書類

④保育の必要性を証明する書類と⑤その他家庭の状況に応じて必要な書類は、保育所等入所申請ガイドで確認してください。

※一覧表は裏面に掲載しています。

保育所等入所申請ガイド

また、①から⑤までのすべての申請様式は、ホームページよりダウンロード可能です。

## 5．保育料について

保育料は、４月～8 月は令和8年度、９月～3 月は令和9年度の父母の市民税課税状況と、入所児童の年齢や保育の必要量で決定します。

| 利用する施設 | 支払い先 | 支払い方法 |
|---|---|---|
| 保育所 | 柳川市 | 納付書または口座振替 |
| 認定こども園 | 各施設 | 各施設へ確認してください |

●納付書（金融機関・コンビニ・スマートフォンアプリ等にて納付）

納付書は４月（4～8 月分）と９月（9～3 月分）に郵送します。

●口座振替

口座振替申請

・振替日は月末（12 月は 25 日）　※金融機関休業日の場合は翌営業日

・金融機関及び市役所子育て支援課の窓口または電子申請にて手続きできます。

## 6．令和9年度から、妊娠出産での保育の必要量が変わります

| | | |
|---|---|---|
| 妊娠出産 | 弟妹の出産前8週～出産後6ヶ月になる月の月末 | 標準時間希望可 |
| | 弟妹が6ヶ月になった翌月～1 歳の月末 | 短時間 |

## 7．入所後のお願い

・保育の必要性や家庭の状況に変更があった場合は、直ちに柳川市役所子育て支援課へ届け出てください。

・保育所等から、急な体調不良でお迎えの連絡があれば、ご協力をお願いします。また、感染症の場合は、登園再開時に、医師からの意見書や登園届が必要です。

・土曜日は保育士の勤務調整のため、預かりの希望調査を行うことがあります。お仕事がお休みの日はご協力をお願いします。保育が必要な場合は、遠慮なく預かり希望を申し出てください。

## ④保育の必要性を証明する書類（添付書類）について

| 保育が必要な理由 | 添付書類 | 注意事項 |
|---|---|---|
| 就労 | 就労証明書 | 勤務先に記入してもらってください。自営業・家族従事者の場合は事業主が記入してください。<br>（注意）自営業の方で、その事業分の税情報が確認できない場合、就労証明書の備考欄に申告予定や申告できない理由を記入してください。開業初年度のみ開業届でも可とします。記入がない場合や、申告できない理由に正当性がない場合は優先度が低くなります。（★10点） |
| 疾病・障がい<br>介護・看護 | 申立書 | 【診断書】【障害者手帳の写し】【介護認定証の写し】の添付が必要です。<br>添付できない場合、【医療機関の領収書や明細書等】でも可としますが、優先度が低くなります。（★10点） |
| 妊娠出産 | 母子手帳の写し | 産前8週間～出産後1歳になる月の月末まで。 |
| 就学 | 在学証明書 | 学生証は不可。 |
| 育児休業 | 就労証明書 | ・下の子が1歳を迎えた後も育児休業を取得する場合<br>・両親で育児休業を取得する場合（父の書類として） |
| 求職中 | 誓約書 | 有効期間は最大3か月間。（★10点） |

## ⑤その他家庭の状況に応じて必要な書類について

| | |
|---|---|
| 預かり書 | 弟や妹が保育所等に入所せずに、保護者が就労する場合<br>日中に保護者以外の人が弟や妹を預かっていることを届け出てください。 |
| 障害者手帳の写し | 障がい者の人が同居している場合<br>※保育料減免の際に必要となりますが、適用には所得制限があります。 |
| 転入誓約書 | 転入手続きより前に、保育所・認定こども園の入所申請を提出する場合 |

**（★10点）に該当する場合、3次決定の対象となります。また、優先度の高い方の申請があれば、年度途中で退所となる場合があります。**

問合せ先：柳川市　子育て支援課　子育て支援係
TEL0944-77-8523

点数表

**（1）必要事由**

| | 区分 | 細目 | 備考 | 点数 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 就労 | 120時間以上 | | 80 |
| | | 60時間～120時間未満 | | 50 |
| | | 自営業・農漁業等の場合 | 月に60時間以上の就労が必要<br>自身で確定申告をしていない、事業主が自身を専従者として申告していない、家族の税の扶養に入っている方で、所得申告の予定もしくは所得申告できない正当な理由（例：専従者としての従事日数が足りない等）がない場合。 | 10 |
| 2 | 妊娠出産 | 弟妹が、産前8週～生後6ヶ月になる月の末日 | | 80 |
| | | 弟妹が6ヶ月になった翌月～1歳の月末 | **【保育必要量は短時間】** | 50 |
| 3 | 疾病・障害<br>（保護者本人） | 心身障害等 | 診断書、<br>障害者手帳（身体：1～3級、精神：1～2級、療育A・B） | 80 |
| | | | 身体障害者手帳4～6級、精神手帳3級（※） | 10 |
| 4 | 介護・看護 | | 診断書、要介護、<br>障害者手帳（身体：1～3級、精神：1～2級、療育A・B） | 80 |
| | | | 要支援、身体障害者手帳4～6級、精神手帳3級（※） | 10 |
| 5 | 災害復旧 | | | 300 |
| 6 | 求職活動 | 誓約書 | **【保育必要量は短時間】** | 10 |
| 7 | 就学 | | | 80 |
| 8 | 虐待・DV | 証明書あり | | 300 |
| 9 | 育児休業 | ・産後1年を超えて育児休業を取得する場合<br>・両親が同時に育児休業を取得する場合 | 育児休業期間が記載された就労証明書が必要 **【保育必要量は短時間】** | 40 |
| 10 | その他 | | 児童福祉の観点から福祉事務所長が<br>特に保育の必要性が高いと判断した場合（里親も含む） | 300 |

（※）疾病・障害もしくは介護・看護で、上記の添付書類が用意できない場合は医療機関の領収書や明細書等でも可とするが、10点となる。

**（2）優先利用（加点・減点）**

| | 区分 | 備考 | 加点数 |
|---|---|---|---|
| 1 | ひとり親家庭 | | 35 |
| 2 | 生活保護世帯 | | 1 |
| 3 | 生計中心者の失業 | | 40 |
| 4 | 虐待・DV | 相談係からの相談あり | 15 |
| 5 | 障害児 | 在宅障害児（者）世帯（証明書あり）に準ずる場合 | 35 |
| | | 在宅障害児（者）世帯（証明書なし）、<br>児童支援発達施設へ通園 | 20 |
| 6 | 育児休業明け | 育休復帰する場合 | 10 |
| 7 | 兄弟同時利用 | 入所児童の兄弟が、保育認定を受けて在園している場合 | 30 |
| | | 入所児童の兄弟が、教育認定と新2号認定の両方を受けて在園している場合 | 10 |
| 8 | 認定こども園1号認定から同施設の2号認定へ | 当該年度中に2号認定から1号認定への変更を行ったものを除く | 5 |
| 9 | 小規模保育等卒園児 | | 20 |
| 10 | その他市町村が定める事由 | 保護者が市内の特定教育・保育施設で保育士として就労している | 300 |
| | | 保護者が市内の特定教育・保育施設で、調理員等、看護師等、小学校教諭、特定理学療法士等として就労している | 200 |
| | | 保護者が市外の特定教育・保育施設で保育士として就労している | 30 |
| | | 広域入所（他市町村民） | −75 |

**（3）同点の場合の優先順位**

| |
|---|
| 1.　希望順位 |
| 2.　家庭内の未就学児の人数 |
| 3.　居住地の小学校区内施設を希望する世帯 |
| 4.　住民税所得割額の低い世帯 |

世帯の状況が、この分類表の点数により難い場合は、福祉事務所長の判断により加点減点を行う。

【利用調整の考え方】

保護者それぞれに点数をつけ（必要＋優先）、そのうちの合計得点が低い方を対象児童の得点とする。

同一保護者で，必要事由の類型の該当項目が2つ以上になった場合には、必要点数の高い方を適用する。

（必要）項目に点数がない場合は保育所等の利用はできない。

優先利用の項目に複数該当する場合は、それぞれの点数を加減算する。

受託（市外在住）の児童について、加点1～9は適用されない。

次年度4月入所については、市が毎年設定する受付期間内に提出した者を優先とする。

ただし、上記の期間内に提出されていても、（必要）項目が10点以下の者は入所の決定が遅くなる。

3歳児以上在園児が、次年度も引続き入所を希望する場合、保護者等の保育の実施を必要とする事由が求職中を除き、

前年度と比べ著しい変化がない場合、前年度から引続き保育要件を有するものとして可能な限り配慮する。

指数は原則として毎月変更を行い優先順位を確認し、

指数の高い者と競合した際、（必要）項目が10点以下の者は年度途中であっても退所となる場合がある。

虚偽の申告が発覚した場合は、退所となる。